

■ Article ■

平成 29 年度税制改正大綱の主要課題を見る (2)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

.....

平成 29 年度税制改正は、我が国経済の成長力の底上げのための措置を講じている。配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる働きやすさの改善、企業の研究開発や事業再編を促すための改正がなされた。この背景には「経済再生なくして財政健全化なし」という基本方針があり、2020 (平成 32) 年度の基礎的財政収支黒字化目標を念頭に置いている。このため、平成 31 年 10 月 1 日には消費税率 10% への引上げが確実になされるだろう。

平成 29 年度税制改正では、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革や国際的な租税回避に対してより効果的に対応するための外国子会社算税制の見直しもなされた。

本稿では、前号 (vol. 118) に引き続き、「平成 29 年度税制改正の大綱」の主要課題について資産課税、消費課税等を中心に概観する。

【資産課税】

平成 29 年度税制改正では、国外財産の相続税・贈与税の強化や、タワーマンション高層階の固定資産税の引上げ等、節税を封じる措置がなされた。資産課税の改正について、「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目を掲げている¹。

事業承継税制の見直し

・災害時等における雇用確保要件の緩和。

セーフティネット規定の創設：下記に該当する場合、雇用確保要件を、維持すべき従業員数 (贈与時等の従業員数×80%) の計算上、端数を切り捨て (現行：切上げ) とする。

- ①災害による資産の被害が総資産の 30%以上である場合
- ②従業員の 20%以上が属する事業所が被災した場合
- ③災害等発生後 6 月間の売上高が前年同期間の 70%以下に減少した場合

・相続時精算課税制度との併用を認める。

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とする。

1 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

・住所が一時的である外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象にしない。

・相続人又は被相続人が 10 年以内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とする。

現行の規定では、被相続人等及び相続人等が相続開始前 5 年以内に国内に住所を有したことがなければ、国外財産に対する課税はなされなかったが、平成 29 年度税制改正により、相続開始前 10 年以内に国内に住所を有した場合は国外財産に対して相続税等が課される。

居住用超高層建築物に係る課税の見直し

・居住用超高層建築物に係る固定資産税の税額の按分方法を、最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直し。

タワーマンションの一棟全体の固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、階層別専有床面積補正率により補正する。階層別専有床面積補正率とは、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するためのもので、1 階を 100 とし、1 階上がるごとに 10/39 を加えた数値となる。

償却資産に係る特例措置の対象追加

・中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。

「地域・業種」を限定とは、「最低賃金が全国平均未満の地域にあつては全ての業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあつては労働生産性が全国平均未満の業種」に限定するものである²。

「一定の工具、器具・備品等」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものである³。

- ①次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
 - イ 測定工具及び検査工具 5 年以内
 - ロ 器具・備品 6 年以内
 - ハ 建物附属設備 14 年以内
- ②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上するもの
- ③次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める取得価額であるもの

2 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱」、38 ページ。

3 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱」、38 ページ。

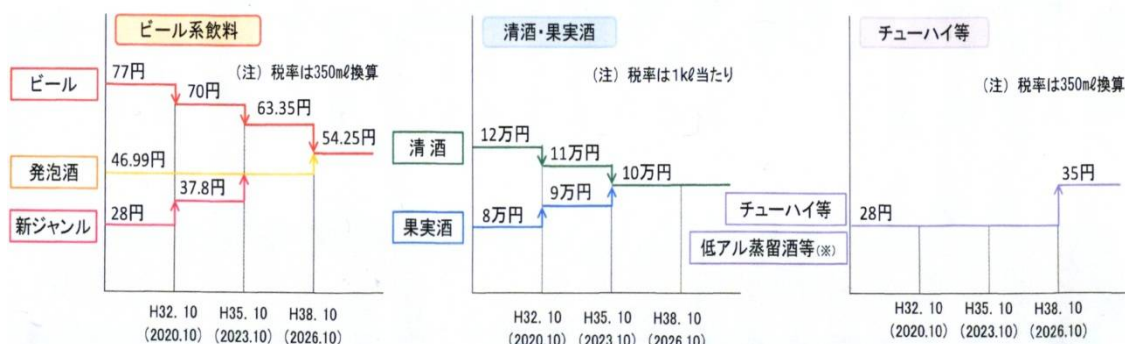
- イ 測定工具及び検査工具並びに器具・備品それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
- ロ 建物附属設備一の取得価額が 60 万円以上のもの

【消費課税】

消費課税の改正について、「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目を掲げている⁴。

酒税改革

- ・ 税率構造の見直し
- ビール系飲料の税率について、平成 38 年 10 月に、1 kℓ 当たり 155,000 円 (350 mℓ 換算 54.25 円) に一本化 (3 段階で実施)。
- 醸造酒類 (清酒、果実酒等) の税率について、平成 35 年 10 月に、1 kℓ 当たり 100,000 円に一本化 (2 段階で実施)。
- その他の発泡性酒類 (チューハイ等) の税率について、平成 38 年 10 月に、1 kℓ 当たり 100,000 円 (350 mℓ 換算 35 円) に引上げ。



(出所) 第 9 回税制調査会 (2017 年 1 月 27 日) 財務省説明資料 9 ページ。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afieldfile/2017/01/26/28zen9kai2.pdf

- ・ ビールの定義の拡大
- 麦芽比率要件の緩和や副原料の拡大。
 ビールの原料の範囲に果実、一定の香味料を加える。また、麦芽比率を 100 分の 50 以上 (現行: 100 分の 67 以上) に引き下げる。
- ・ 地方創生に資する制度改正
 酒蔵ツーリズム免税: 製造場で外国人旅行者等向けに販売した酒類について、

4 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

酒税を免税とする。

焼酎特区：構造改革特区で焼酎等を少量製造する場合、一定要件の下で免許要件を緩和する。

車体課税の見直し

・自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の見直し

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、2年間延長する。段階的な基準の引上げを行い、減税対象は9割から8割に減少する。免税対象も4割から3割に減少するが、2回目免税の対象は重点化し、2割が2回目免税を受けられる。

・自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し

重点化を行った上で2年間延長する。

到着時免税店の導入

・到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加する。

仮想通貨の消費税非課税化

・資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする。

地方消費税の清算基準の見直し

・平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、通信・カタログ販売、インターネット販売を除外。あわせて、人口と従業者数の割合を人口17.5%（現行：15%）、従業者数7.5%（現行：10%）に変更する。

【国際課税】

国際課税の改正について、外国子会社合算税の見直しがなされた5。

外国子会社合算税制の見直し

・外国子会社合算税制について、租税回避リスクを外国子会社の外形（税負担率）ではなく、個々の活動内容（所得の種類等）により把握する仕組みへ見直し。見直しに当たっては、企業の事務負担に配慮。

- 経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象。

- 実体のある事業からの所得は、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外。

現行の外国子会社合算課税は、外国子会社の租税負担割合が「トリガー税率（20%）」以上であれば、その所得は合算されず申告も不要である。租税負担割合

5 財務省「平成29年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

が 20%未満であれば、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④所在地国基準又は関連者基準という 4 つの適用除外基準による判定を行う。適用除外基準を満たさない場合にはその外国子会社の所得相当額について、内国法人等の所得とみなし合算課税をする。

平成 29 年度税制改正においては、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との「BEPS プロジェクト」の基本的考え方を踏まえ、受動的所得は合算対象とする一方で、経済的実体のある事業からの所得であれば、外国子会社の租税負担割合にかかわらず合算対象外とする。

財務省「平成 29 年度税制改正の大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf

財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」

https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

第 9 回税制調査会（2017 年 1 月 27 日）財務省説明資料

<http://www.cao.go.jp/zei->

[cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afieldfile/2017/01/26/28zen9kai2.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afieldfile/2017/01/26/28zen9kai2.pdf)

経済産業省「平成 29 年度税制改正について」

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/pdf/161215a002.pdf

以上